

都城市商工業者等省エネルギー設備導入支援事業補助金 Q & A（令和8年10月1日時点）

【補助金の概要について】

Q：この事業はどのような目的で実施されているのか。

A：本事業は、原油価格・物価高騰により事業継続への不安が高まる中、省エネルギー設備の導入によりコスト削減を図る商工業者等への支援を目的に、設備更新費用の一部を補助金として交付しています。

Q：補助金の補助率と上限額はいくらか。

A：補助率は補助対象経費（設備費や工事費、運搬費等の直接的な経費）の1／2以内、上限額は100万円です。

なお、消費税や保証・保険料、既存設備の産廃処理費等の間接的な経費は補助対象外です。

Q：令和8年度の補助金予算総額はいくらか。

A：9月補正分を合算した予算は、198,600千円です。

Q：補助金申請は、予算が尽きた段階で受付を終了するのか。

A：予算の範囲内での受付となりますので、予算額に達した場合は、受付終了となります。

【補助対象者について】

Q：農業や林業を営んでいる場合は対象になるか。

A：日本標準産業分類（令和5年7月改定）における農業、林業、漁業に属する個人事業主は、補助対象者となりません。

なお、農業、林業、漁業を営む法人の場合は、対象になります。

Q：補助対象者の要件に、「申請時において、都城市内に法人登記及び事業所を有する法人」とあるが、都城市内に事業所があり、支店登記を行っていない場合は対象になるか。

A：都城市の法人市民税台帳への記載が確認できる場合は、対象となります。

なお、申請の際に、法人市民税台帳記載証明書又は法人所在証明書、若しくは、法人市民税申告書の写し（※都城市内の支店の記載が確認できる場合に限る）の添付が必要です。

法人市民税台帳記載証明書または法人所在証明書については、都城市市民税課にて取得できます。（1通あたり300円の発行手数料が必要となります。）

Q：補助対象者の要件に「市税を滞納していない者」とあるが、「滞納のない証明書」の提出が必要か。

A：補助金等交付申請書の様式が2通りあり、様式第1号の2で提出いただきますと、「滞納のない証明書」の提出は不要です。ただし、申請書2枚目の市税の納税調査に関する同意書への記名が必要となります。

※納税調査とは、滞納がないことの確認のみです。

Q：過去に同じ補助金を受けたことがあるが、再度申請できるか。

A：令和8年10月1日の要綱改正に伴い、1事業者あたり1回限りであった交付回数の制限を見直し、前年度までに補助金交付を受けた商工業者等も再度申請が可能となりました。また、年度内においても申請回数の条件を緩和し、限度額100万円に達するまで何度でも申請可能となりました。

Q：都城市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請ができるか。

A：申請者は法人登記されている本社、本店等となりますが、省エネ設備の設置場所を支店、営業所、工場等として申請することは可能です。ただし、同一年度内において限度額100万円に達するまでとなります。

【対象設備について】

Q：対象設備について、「トップランナー基準を達成した設備若しくはグリーン購入法調達基準に適合した設備、又はこれらと同程度の省エネルギー効果が認められる設備を対象とする。」となっているが、同程度の省エネルギー効果が認められる設備の判断はどうすればよいか。

A：既存設備と比較して、年間燃料消費量が10%以上削減することが確認できる場合に、「同程度の省エネルギー効果が認められる設備」とみなします。

効果については、事業計画書内の「燃料等削減効果」欄の削減率により、確認します。

※削減率の計算根拠も必要となります（様式は任意のもので構いません）。

Q：更新前の設備が古いため、資料がない場合はどうすればよいか。

A：カタログを含め当時の資料がない場合は、施工業者に相談いただいた上で設備にある銘板やシール等に記載されている情報を基に推計値をもって削減率を計算してください。ただし、更新前設備の写真に加え、積算根拠に利用した情報が分かる銘板やシールの写真も併せて提出するなど積算根拠の資料を御用意ください。

Q：対象設備が複数となる場合、事業計画書、収支予算書はどのように作成すればよいか。

A：例えば、空調設備と冷凍・冷蔵設備の異なる設備の導入であれば、事業計画書は設備毎にそれぞれ作成していただく必要がありますが、収支予算書は、2つの設備を合算して作成してください。

Q：新たに設備を設置する（新設する）場合は補助対象となるか。

A：本事業は、原油価格・物価高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援する目的となっております。そのため、申請時点において既に使用している既存設備からの更新が補助対象となっており、申請時点において既存設備のない場合は補助対象外となります。

Q：故障している設備の修繕または更新は補助対象となるか。

A：本補助金は既存設備を更新することにより省エネに繋がるものを補助対象としているため、故障している設備の修繕及び更新は補助対象外となります。

Q：リース契約での設備導入は補助対象となるか。

A：リース契約にて導入する設備の場合は、補助対象者の所有と認められないため補助対象外となります。

【対象設備の調達先について】

Q：調達先は市に登録のある施工事業者となっているのか。

A：本市に事業所のある事業者において設備の調達及び施工をしていただく必要がありますが、事業所の登録制度は設けておりません。

Q：施工事業者が自社施設の設備更新において省エネ補助金の申請をする場合、自社での施工が可能か。

A：自社見積の場合は補助金の公平性、透明性が担保できないことから、お断りしております。他社様へ依頼することで申請可能ですので、御検討ください。

Q：市内事業者からの設備調達が困難な場合とは、どのような場合か。

A：過去の事例として、導入機器を取り扱う業者が市内にいない点や、電気保守契約上、店舗の電気工事を契約相手と行う取り決めがなされている点を理由に、市外の事業者からの調達に至ったケースがあります。

【補助対象経費について】

Q：補助対象経費に消費税は含まれるか。

A：消費税・地方消費税は補助対象外となります。

Q：設備導入の費用が、消費税込みで10万円を超えているが、補助金の対象となるか。

A：消費税・地方消費税は補助対象経費ではありませんので、消費税抜きの金額で10万円に満たない場合は、対象となりません。

Q：設備導入にあたって発生する費用は補助対象経費となるか。

A：設備本体の購入費用に加えて、導入に要する工事費や運搬費、設計費などの直接的な経費は補助対象となります。

なお、導入設備に係る保証料、保険料、サポート料や、既存設備の処分費、リサイクル料などの間接的な経費は、補助対象外となります。

交付申請時に添付する見積書については、上記の補助対象経費と補助対象外経費が明確に分かるように、市内の調達業者へ作成を依頼してください。

Q：店舗兼住宅の設備を更新する場合、補助対象となるか。

A：本事業は、あくまで「事業用途」に対しての効果を目的としているため、店舗部分で使用する設備の更新のみ補助対象となります。

Q：導入する設備に対して損害保険等の保険給付金が支払われる場合は補助対象となるか。

A：導入する設備に保険給付金が支払われる場合は、補助対象となりません。

【手続きについて】

Q：申請はどのように行えばよいか。

A：申請については、商工政策課窓口又は郵送、オンラインにて申請受付となります。

申請書様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

申請書郵送先は、次のとおりです。

【住所】 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

【宛先】 都城市商工政策課 商工担当

※申請様式のダウンロードが困難な場合は、お問い合わせください。

Q：申請様式や必要な書類はどこで入手すればよいか。

A：申請様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

また、ホームページからダウンロードできる様式（補助金等交付申請書や事業計画書、収支予算書）のほか、導入する設備の見積書、性能の分かるカタログ、既存設備の写真などが必要となりますので、詳しくは、ホームページの「提出書類確認表」を御確認ください。

Q：申請期間はいつまでか。

A：補助金等交付申請書の申請期限は令和9年1月29日（金）までとなっております。

なお、申請書を郵送する場合は、令和9年1月29日（金）消印有効です。

提出期限以降の申請があったものについては、受付不可となりますので、あらかじめ御了承ください。

Q：交付申請書提出から交付決定までどの程度の時間が掛かるのか。

A：申請書類が全て揃っており、内容に問題がない場合は、提出から概ね2～3週間程度で交付決定を行い、補助金等交付決定通知書を申請者に送付いたします。申請書類に不備がある場合は、不備解消に時間を要するケースが多いことから、事業着手予定日までに少なくとも1か月程度の余裕を持って申請してください。

Q：補助金等交付申請書を提出したら、事業に着手してもよいのか。

A：市より、補助金等交付決定通知書を受領してから、事業に着手（※）してください。

交付決定を受ける前に事業に着手した場合は、補助対象外となりますので御注意ください。

※事業着手とは、契約、発注、着工及び代金の支払い等を指します。

Q：令和8年度中に工事が終わらないといけないのか。

A：事業完了後に提出いただく実績報告書の提出期限が令和9年3月19日（金）までとなっているため、提出期限に間に合うように事業を完了する必要があります。なお、事業の完了とは、設備の納品・設置及び代金の支払いが全て完了することを指します。

そのため、令和9年3月20日（土）以降に工事が終わる場合は、補助金の交付対象外となり

ますので、あらかじめ御注意ください。

Q：交付決定後に事業内容が変更となった場合は、どのような手続きが必要か。

A：以下の基準を全て満たす場合は、手続きの必要はありません。

1. 変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30%以内の場合
2. 交付決定額（補助金額）が増額とならない場合

ただし、対象設備の変更など事業計画の実質的な変更となるときは、上記の基準を満たす場合であっても、「補助金等変更(廃止)申請書」の提出が必要となりますので、御注意ください。

なお、補助金交付決定後に事業を中止する場合も提出が必要となります。

Q：実績報告書はいつ提出するのか。

A：事業が完了した日から30日以内又は令和9年3月19日（金）のいずれか早い期日までに、
収支決算書や支払ったことを証明する書類等の写し、工事後の写真等を添えて、実績報告書を提出していただきます。

Q：補助金はいつ頃振り込まれるのか。

A：実績報告書の内容に問題がない場合は、実績報告書を提出いただいてから、約3週間前後で補助金額の確定処理を行います。補助金額が確定後、補助金交付請求書にて指定のあった銀行口座への振込手続きを行うため、補助金の振込時期は、実績報告書の提出から概ね1か月半後です。